

令和4年

第18回教育委員会会議 議事録

秋田県教育委員会

令和4年第18回教育委員会会議 議事録

1 期 日 令和4年11月24日 木曜日

2 場 所 教育委員室

3 開 会 午後3時15分

4 閉 会 午後3時45分

5 出席者 教育長 安田 浩幸

委 員 吉村 昌之

岩佐 信宏

大塚和歌子

伊勢 昌弘

奥 真由美

6 説明のための出席者

教育次長 伊藤 真人

教育次長 和田 渉

総務課長 元野 隆史

高校教育課長 佐藤 進

生涯学習課長 中田 善英

7 会議に付した事項

報告第6号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決
処分報告

8 承認した事項

報告第6号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決
処分報告

9 報告事項

(1) 秋田県いじめ問題調査委員会による調査報告書について

(2) 指定管理者の候補者の選定結果について

10 会議の要旨

【安田教育長】

ただいまから、令和4年第18回教育委員会会議を開催いたします。

本日の議事録署名員は1番吉村委員と2番岩佐委員にお願いします。

はじめに、報告第6号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決
処分報告」について、総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

報告第6号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告」
について説明概要

- ・ 12月議会に提案する議会の議決を経るべき教育関係議案について、知事から意見を求められていたが、教育委員会会議を開く暇がなかったため、専決処分を行ったので、これを教育委員会に報告し、その承認を求めるものである。
- ・ 令和4年度12月補正は、2億1,545万7千円の減額であり、補正後の予算額は1,105億9,303万2千円であった。
- ・ 補正予算の内容として、一つ目は、私立学校運営費補助金の光熱費価格高騰分である。現在の電力等の価格高騰によって影響を受けている私立高校の負担軽減を図るために、光熱費の高騰分に対して助成しようとするものであり、予算額は1,790万2千円である。5私立高校の令和3年度光熱費の決算額に照らしており、今年1月以降の電気、ガス、灯油等の、昨年同月と比較した価格上昇分の最も高い比率を掛けた額で算出している。実際に各高校に補助する際は、各高校の電気、ガス、灯油等の月ごとの支払額に応じて、月々の価格上昇分を掛け合わせた合計額を各学校に支払う予定である。
- ・ 二つ目は、給与費の補正である。例年、職員の給与費は前年の12月の見込みに基づいて、当初予算を組んでいる。昨年12月の見込みの人数が、正規、臨時合わせて、9,122人と見込んでいたが、本年5月の確定した人数が9,000人であり、122人の減となっている。それに応じて、給与費等の補正をしたところ、4億8,181万7千円の減額であった。
- ・ 三つ目は、保育所等物価高騰対策事業である。光熱費に対する支援と給食費の価格高騰に対する支援の二段構えになっている。光熱費については、私立保育所等に助成を行う市町村に対して県が半分を助成し、市町村の補助の対象外である認可外保育施設等に対しては県が直接10分の10を補助する。保育所等については施設数が全県で315と多く、実績に応じて支払うことが困難であるため、児童1人当たりの単価を決めて補助する。具体的には、半数の150程をサンプルとし、令和3年度の光熱費の決算額の合計に、令和3年度から4年度の価格上昇分として想定した20%を掛けた価格を、児童数で割った単価として、1人当たり7,100円と積算している。したがって、各施設には、7,100円×児童数分を補助することとしている。市町村に対しては、その2分の1を補助する。給食費価格高騰対策については、食材費の高騰分について、児童1人当たりの単価を3,240円と積算して、その2分の1を補助することとしている。
- ・ 四つ目は、ミュージアム活性化事業である。債務負担行為限度額の設定であり、来年度からの事業に向けて実行委員会を組んでいる相手方又は美術品等を貸し出す相手方等の協議をするために、予算額が確定している必要があることから、12月補正において債務負担行為として、限度額を設定しようとするものである。限度額は3,657万6千円である。
- ・ 補正予算を除く12月議会提出予定案件について、一つ目は条例案であり、市町村立学校職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案と、教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案である。人事委員会から、給与等に関する報告及び勧告があったため、それに従って関連する条例を改正するものであり、内容としては、給与月額、勤勉手当の額を改定するものである。具体的には、給料については平均0.17%の上昇となっており、勤勉手当については、再任用以外の職員が100分の10の上昇、再任用職員が100分の5の上昇である。ま

た、教育長の給与については、100分の5の上昇である。

- ・ 二つ目は、工事請負変更契約の締結であり、鹿角小坂地区統合校実習棟建築工事について、資材価格の高騰等により、9億9,715万円を、10億1,051万5千円に増額しようとするものである。
- ・ 三つ目は、公の施設の指定管理者の指定である。秋田県青少年交流センターの指定管理団体として、一般財団法人秋田県青年会館を、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの期間で指定しようとするものである。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【吉村委員】

保育所等への給食費価格高騰対策について、義務教育ではどのような形で助成しているのでしょうか。

【総務課長】

県立学校につきましては、特別支援学校、高校の定時制に関して、6月補正におきまして増額の補正をしておりますので、それに対応したいと考えております。

【和田次長】

市町村立学校につきましては、それぞれの市町村教育委員会が対応しております。

【奥委員】

資材の高騰ということが色々なところから出てきていますけれども、どこの地域も建物に関しての高騰分の割合は大体同じようなものでしょうか。

【総務課長】

全国的にも同じ状況だと思います。

【岩佐委員】

ミュージアム活性化事業について、北斎漫画は、葛飾北斎のデッサン集のようなものと認識しております。偶々、仙北市のわらび座で似ているタイトルの演劇をやっておりまして、何かタイアップできたら面白いのではないかとふと思いました。これは県立美術館で開催するのでしょうか。

【総務課長】

そうですね。県立美術館を予定しております。

【岩佐委員】

分かりました、ありがとうございます。何か良いコラボができれば面白いと思いました。

【安田教育長】

他になければ、報告第6号を承認してもよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、報告第6号を承認します。

次に、報告事項の「秋田県いじめ問題調査委員会による調査報告書について」高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

報告事項「秋田県いじめ問題調査委員会による調査報告書について」説明概要

- ・ 県立高校における「いじめの重大事態」の調査報告書が、県教育委員会で設置した「秋田県いじめ問題調査委員会」から提出された。
- ・ 被害生徒はAさん、当時1年生で、現在は3年生である。関係生徒は主に3名の生徒であり、当時1年生で、現在は3年生である。
- ・ 被害生徒は、3名を主とする複数の生徒から、令和2年6月頃から「死ぬ」等の暴言を受ける等のいじめを受けたと主張している。このことについて、学校は令和3年1月19日に、被害生徒及びその保護者からの訴えにより、その事案を把握した。
- ・ その後、被害生徒は重度ストレス反応により通学が困難であると診断され、自室から遺書と解釈できる文書が発見された。そのため、令和3年3月下旬、県教育委員会は「いじめの重大事態」が発生したものと捉え、令和3年4月に調査委員会を設置し、第三者による調査を行うこととした。
- ・ 調査委員会では、令和3年4月から令和4年3月末までに、計15回の会議を開催したほか、被害生徒、保護者、関係生徒等から計7回の聴取を行った。
- ・ 4月下旬、被害生徒側に調査結果を報告し、その後、意見書等を踏まえ、6月から9月にかけて臨時委員会を4回開催し追加調査等を行った。
- ・ 調査委員会は、10月30日に被害生徒側に説明し、10月31日に報告書を県教育委員会に提出している。
- ・ 被害生徒側からの訴えと学校の記録等から、12のいじめの訴えについて検証を行っている。12のうち、被害生徒側に対して、「死ぬ、ウザい、キモい」等の暴言、ホースで水を掛ける等9つの訴えについては、いじめがあったと認定された。
- ・ このほか、わざと通路を塞いだ、鶏のフンが付いた長靴を被害生徒の鼻先へ突きつけて「洗え」と命じた等の3つの訴えについては、いじめがあったと認定されなかった。
- ・ 学校の対応として、初期対応が遅れ、組織的対応が十分機能しているとは言い難い状況があり、保護者との信頼関係を築くことができずに、事態を悪化させたと指摘されている。

- ・ 報告書には、再発防止のため、
 - 1 いじめが疑われる事実を認識した場合の対応
 - 2 保護者との信頼関係の構築
 - 3 教職員に対する研修の義務付け
 - 4 児童生徒に対する予防教育の実施
 - 5 校務分掌にとらわれない組織づくり
 - 6 学校関係者と医療従事者との連携
 - 7 出席停止措置の適切な運用の7つの提言が示されている。
- ・ 県立高校において「いじめの重大事態」が発生し、被害生徒及びその保護者様に、苦しくつらい思いをさせてしまったことについて、大変申し訳なく思っている。今後、このようなことが起こらないよう、報告書で示された提言を踏まえ、各学校に対して、いじめ再発防止に向けて適切に指導して参る。

【安田教育長】

ただ今の説明について、質疑等はございませんか。

【吉村委員】

調査委員会の方々が回数を重ねて会議をし、提言をしていただいたということで、丁寧な対応をしていただいたと思うんですけども、ただやはり気になるのが、いじめの認定のところ。3つの訴えが認定できなかったということですが、丁寧に考え、意見を聴いた上でのことなんでしょうけれども、訴えが認定されたものとされなかったものの違いはどこにあるのか、今の説明にはなかったものですから、ちょっと分からなかったです。

それと、いじめた側の生徒のケアをどのようにされていくのか、お聴かせ願います。

【高校教育課長】

まず、認定されなかった3つの訴えなんですけれども、認定されたものも認定されていないものも、全て詳細に第三者委員会の方では調べていただきました。証拠・資料も提出いただき、それも、委員の中で十分に検討した結果でございます。認定されていないものに関しては、そういった状況があったという本人の訴えを聞いた上で、周りの生徒等から聴き取りをしたんですが、そういった状況がどこからも出てきていないということであったため、いじめとは認定できないという判断を下したと聞いております。

それから、今回のいじめの被害者だけでなく加害者も含めてのケアなんですけれども、加害者の方も、相当心に色々と傷を負っていると思っておりますので、そういった意味で、学校として、担任、養護教諭、スクールカウンセラーを活用しながら、色々と考え、気持ちを聴きながら対応を進めていると聞いております。

【奥委員】

現在3年生ということなんですけれども、加害者も被害者も含めて、今の状況・様子について

教えてください。

あと、対応が遅れたというお話でしたけれども、そういったことに耳を傾ける体制、話を聞く体制がどこまでできているのかということと、対応が遅れた原因や理由が何なのか教えてください。

【高校教育課長】

現在の生徒の状況ですけれども、被害者の方も含めて、特に休むことなく学校に来ております。ただ、やはり被害を受けた方は心の傷がありますので、学校の中で、偶然に加害生徒と会うようなことがあると、ちょっと体調を崩すこともあるとは聞いております。ただ、それによって休みが続くことはないと聞いております。3年生ですので、それぞれの進路に向けて、今頑張っているという報告を受けております。

それから、対応の遅れということについては、令和3年1月19日に学校に連絡があり、把握できないことがたくさんありましたので、関係する生徒も複数おりましたため、慎重に話し合いをし、話を聴いたということは聞いております。ただ、なかなか学校として、これをすぐにいじめと考えるか、或いは生徒間のトラブルと捉えるか悩んだようであり、すぐにいじめには直結しなかったため、少し時間がかかったとは聞いております。

【奥委員】

生徒同士のトラブルなのかいじめなのか、なかなか難しいところもあると思うんですけれども、それはやはり私たち全体で考えていく必要があると思います。そこについて、何か意見があればいただきたいです。

【高校教育課長】

いじめに関しては、非常に大きな問題と捉えております。生徒の生命にも関わることもあります。ですから、学校に対しては校長会等を通して、いじめ、或いはいじめが疑われる状況が発覚したときには、すぐに学校の中で対策のための委員会を立ち上げるように指示しておりますし、いじめ第一報と我々が呼んでおりますけれども、まずは電話で、こういう訴えがあった、こういう心配があるということ、教育委員会の方に報告していただき、その第一報の後に、書面でも内容を報告してもらい、教育委員会と学校で連携を取りながら対応しているところです。

【伊勢委員】

手続き的なこととお伺いします。調査委員会の活動として、最終的な報告書を提出する途中の段階で、事案の事実関係等の検証等について被害者生徒側に報告したとありますけれども、これは、加害者生徒側には途中の段階で報告はしているのでしょうか。

【高校教育課長】

加害者側には報告はしておりません。

【伊勢委員】

その後、被害者生徒側から、その中間報告について意見書が出ているということですが、加害者側の方では、反論・意見書を提出する機会はなかったということになりますか。

【高校教育課長】

そういう機会はありませんでした。

【大塚委員】

被害生徒さんは今高校3年生で、学校を休んでおらず、学校に行くことができていると聞いて安心しました。3年生なので、次の目標に向けて頑張っているのではないかと思います。やはりこの提言にあるように、県として、教育委員会として、再発防止に努めるということと、子どもたちの心のケア、心の成長に力を入れていただければと思います。

【伊勢委員】

今回いじめに気が付いて、委員会を設置して対応したことによって、非常に深刻な事態を避けることができたということについては、大変良かったのではないかと考えております。今後ともこういう事案については、躊躇なく、委員会を設置する等して、深刻な事態が生ずる前に引き続き対応していただきたいと思います。

【安田教育長】

他になれば、次に、二つ目の「指定管理者の候補者の選定結果について」生涯学習課長から説明をお願いします。

【生涯学習課長】

報告事項「指定管理者の候補者の選定結果について」説明概要

- ・ 公の施設の指定管理者の指定については、県議会の議決を経る必要があり、12月議会に議案を提出することから、予め教育委員会において説明するものである。
- ・ 令和4年10月31日に、「教育庁指定管理者の候補者選定委員会」を開催し、秋田県青少年交流センターの指定管理者の候補者を、「一般財団法人秋田県青年会館」に選定した。
- ・ 秋田県青少年交流センターは、「青少年の交流及び学習の機会を提供することにより、青少年団体の自主的活動を促進して、社会教育の振興を図ること」を目的に設置されたものである。
- ・ 本年8月に指定管理者の公募を行い、その後、選定委員会において審査を行った結果、これまでの実績や、青少年に対する各種事業等を評価し、当該団体を候補者として選定したところである。
- ・ 指定期間については、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間である。

【安田教育長】

ただ今の説明について、質疑等はございませんか。

【岩佐委員】

審査結果は、70.1点で「適」ということですが、**「適」というのは何点からでしょうか。**

【生涯学習課長】

60点を基準としております。

【吉村委員】

委員5名の合計点が70.1点ということですが、**選定の基準、項目があるのでしょうか。**

【生涯学習課長】

評価の項目につきましては、5点満点で、それぞれ合計点を算出することにしております。県民の平等利用確保、施設の設置目的の効果的な達成、効率的な管理の実現、適正かつ確実な管理を行う能力、そして施設の設置目的または性質に応じて定める基準、これらの項目について合計点を算出しております。

【安田教育長】

予定された案件は以上ですが、他に何かございませんでしょうか。

他になれば、以上で本日の会議を閉じます。

お疲れさまでした。